

## 自動車リサイクルの情報システムの改造について

## 1. 情報システムの改造について

自動車リサイクルの情報システムは、自動車リサイクル法の本格施行にあたり当時想定される要件を充足すべく構築したうえで稼動を開始し5年を経過した。しかし、当初想定し得なかったユーザーニーズが出現し、業務機能追加などのサービスレベル向上策を実施してきたが、他方、同システムの性能悪化が生じ、関連事業者の利用画面の不表示やシステム開局時間の遅延などの事態が生じてきた。この事態に対し、本財団は情報システムのデータセンター運営会社等と協力して、性能悪化の度合い低減のためにシステム最適化などの対策を実施してきた。

併せて、本財団は情報システムの信頼性・安定性・効率性を担保する観点から、情報システムの改善についてプロジェクトを設置して検討を進めてきたが、情報システムを抜本的に改善しなければ、自動車所有者から預託されたりサイクル料金の管理業務や最終所有者から引き取った使用済自動車のリサイクル処理の管理業務等に影響を及ぼしかねない状況であり、信頼性・安定性・効率性を担保する情報システムの改造(データセンターの刷新)を早急に着手する必要があると判断するにいたった。

## 2. データセンターの刷新の日程感と費用規模について

(百万円/税込み)

年度	イベント	費用規模
H21	調査・企画	85
H22	入札仕様書等作成、入札実施	71
H23	データセンター構築	今後実施する入札に関する金額情報となるため、資金管理業務諮問委員会の了解を得て非公開。
H24	データ構造等の見直し	
H25	統合テスト、データセンター移行	
H26	稼動後の残作業	
	合計	

※上記費用は概算費用であるため、入札の結果により変動する。

※平成23年度以降の費用規模及び出えん等額(概算)については、今後実施する入札に関する金額情報となるため、資金管理業務諮問委員会の了解を得て非公開とする。

## 3. データセンターの刷新に要する費用の原資について

同システムの改造にかかる費用の原資は、平成16年3月開催の第6回 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会合同会議(以下、「産構審・中環審合同会議」という)で「将来的にリサイクル料金の剰余金が離島・不法投棄対策などの必要量を超えて相当程度生じる場合には、情報システムの大規模な改造などもありうることから、(中略)当該剰余金が充当されることについても視野に入れていくこととする。」と示されていることから、本財団は経済産業省・環境省に相談し、「情報システムの大規模な改造」に対する法第98条に定める特定再資源化預託金等の出えん等についての基本的な考え方を次の①～③とおりに整理することにより、情報システムの中核となるデータセンターの刷新に要する

費用のうち、自動車製造業者等が費用負担する社団法人自動車再資源化協力機構(フロン類、エアバッグ類の引取窓口)とASRチーム(TH、ART)の負担分を除いた資金管理法  
人及び情報管理センターの負担費用を資金管理業務諮問委員会で承認された出えん等  
額をもって充てることといたしたい。

- ①情報システムのニーズや利用状況等の外部環境変化への対応が必要とされるもの  
のうち、制度制定当初から想定されず、かつ定常的に措置されるものでないこと。
- ②措置しない場合、自動車リサイクルシステムが機能不全に陥るなど、制度の安定性及び  
信頼性を損なうおそれがあり、かつ、措置することにより、リサイクルシステム全体の効  
率化を図ることが可能となることで、ユーザーの信頼性向上及び負担軽減に資するこ  
と。
- ③資金管理料金、情報管理料金からの負担とした場合、それぞれの収支均衡計画に与え  
る影響が大きいものであること。

また、出えんに当たっては、措置の準備に要する費用についてもその対象となる。  
なお、大規模な不法投棄事案が生じた場合には、そちらが優先して出えんが行われるもの  
であることから、情報システムに対する出えんの方が当該不法投棄事案の発生より前に決  
定されていたとしても、その規模が一部に限定、又は取消となることがあり得ること、あるい  
は完成時期の延期もあり得ることに留意すべきである。

同システム改造後の維持・運用費については、今までどおり第6回 産構審・中環審合  
同会議で示された費用負担の「ランニングコスト」の考え方を踏襲する。

以上